

## 独立行政法人統計センター契約監視委員会の設置について

平成 21 年 11 月 27 日  
理 事 長 決 定

### 1 趣旨

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 25 日付統計局長要請）に基づき、競争性のない随意契約の見直しを徹底して実施するとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行うため、監事及び外部有識者の参集を求め、独立行政法人統計センター契約監視委員会（以下「監視委員会」という。）を設置する。

### 2 監視委員会の業務

独立行政法人統計センターが締結した契約に関し、随意契約事由の適正性、契約金額の妥当性及び入札手続並びに入札参加要件の妥当性等について監視委員会において審議を行う。

### 3 審議結果の報告等

- (1) 監視委員会は、審議結果について、理事長に報告するものとする。
- (2) 監視委員会は、必要に応じて、理事長に改善意見を述べるものとする。

### 4 監視委員会の開催

- (1) 監視委員会は、原則として年 4 回程度開催する。
- (2) 外部有識者に参集を求める期間は、2 年とする。ただし、再度参集を求めることを妨げない。

### 5 庶務

監視委員会の庶務は、総務部財務課において処理する。